

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（ 環境省 ）

制 度 名	揮発性有機化合物排出抑制設備に係る特別償却制度	
税目（条文番号）	所得税、法人税（租税特別措置法第 11 条、第 43 条）	
見 直 し の 内 容	<p>公害防止設備を取得等した場合に、基準取得額の 14% の特別償却ができることとされているが、揮発性有機化合物排出抑制設備については、特別償却の対象外とする。</p>	
	増収見込額 （平年度）	0 百万円
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>揮発性有機化合物排出設備の排出規制は、既存の施設について平成 22 年 3 月 31 日までは適用を猶予されている。そのため、排出規制がかかる既存の揮発性有機化合物排出設備について、平成 21 年度までに対策を行う必要があり、当該対策を早期に進めるため、税制でのインセンティブを与え、事業者での対策を進めるために税制優遇を行っているところである。</p> <p>平成 22 年度以降においては、税制でのインセンティブを与える必要性がないことから、当該設備に係る特別償却について廃止する。</p>	